

「防犯機能付き電話」 補助金について

【目的】

高齢者を狙った特殊詐欺等は依然として多く、その手口は巧妙化しています。事件の多くで固定電話が使われていることから、「防犯機能付き電話機」を購入する補助を行い、被害の防止を図ります。

【補助対象者】

- (1)町内に在住の満65歳以上の方
- (2)町税等を滞納していないこと
- (3)申請者が居住する住宅に設置すること



【対象の機能】

- (1)登録していない番号から着信があれば注意を促す
- (2)着信の相手に録音を行う旨の応答を自動で行う

【補助金額】

費用の2/3以内、上限1万円
※電話機本体のみ対象

【申請に必要なもの】

- (1)機器のカatalog
 - (2)領収書の写し
 - (3)保証書の写し
 - (4)その他
- ※申請前にご相談ください

「後付けブレーキ」 補助金について

【目的】

高齢運転者による交通事故が多発しています。踏み間違い等による事故防止を図るため、装置を設置する補助を行います。

【補助対象者】

- (1)町内に在住の満65歳以上の方
- (2)営利目的でなく、申請者の使用する自動車へ整備すること
- (3)運転免許証を保有していること
- (4)車検証の使用者と一致すること
- (5)町税等を滞納していないこと

【整備事業者】

地方運輸局長から認証を受けた岡山県内の事業者

【補助対象機種】

- ・障害物等検知機能付き急発進抑制装置（センサー機能）
 - ・ペダル踏み間違い急発進抑制装置（ペダル式）
- ※詳細はお問い合わせください

【補助金額】

費用の2/3以内、上限10万円

【申請に必要なもの】

- (1)運転免許証の写し
 - (2)車検証の写し
 - (3)整備に係る見積書
 - (4)その他
- ※申請前にご相談ください

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 生活安全係 担当:可児 電話(0868)54-2621

タクシー助成の申請を受け付けています

鏡野町では、高齢者等の日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図るとともに、社会参加への促進を目的に、タクシー料金の助成(※1)を行っています。

利用するためには、利用者証の申請が必要です。

申請される方は、身分証明書・各種手帳・顔写真(※2)を持参していただき、役場総合福祉課、又は各振興センターまでお越しください。(受付時間 平日8:30~17:15)

対象となる方

- 鏡野町に住民票があり、お住まいの方で下記要件のいずれかに該当される方
- 65歳以上の方で運転免許証をお持ちでない方
- 障害者手帳等をお持ちで運転免許証をお持ちでない方
- 出産予定日から1年を経過していない母子健康手帳をお持ちの方

顔写真は役場・各振興センターでも撮影できます。

代理人の方が申請される場合は、申請者の顔写真(※2)が必要です。

(※1) タクシー料金の6割を助成します。(1回の助成上限額は5,000円で、何度でも利用できます)

(※2) 顔写真のサイズは、6か月以内に撮影されたもので、たて4cm×よこ3cmのものです。

注) 町税に未納がある等の理由により利用ができない場合があります。

お問い合わせ先 鏡野町総合福祉課 担当:小谷 電話(0868)54-2986